

大総務第 36 号
令和 4 年 7 月 28 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である大阪シティバス株式会社による令和 3 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市都市交通局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 5 条第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	大阪シティバス（株）	所管所属名	都市交通局
-----	------------	-------	-------

中期目標	中期目標期間
	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標 I	組織体制の見直しによる人件費の削減（※R3年度の指標）					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7【最終】
	目標値	—	△1億円	—	—	—	—
	実績値	—	△3億円				
		（参考）営業損益（※R4年度からの指標）					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7【最終】
目標値	—	—	1億円	13億円	11億円	14億円	
実績値	(△18億円)	(△4億円)					

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	経営の健全性を確保するため、固定費が大半を占める費用構造を抜本的に見直すこととし、業務執行の効率化等による経営のスリム化、リーンな組織体制の実現に取り組み、本社部門の事務の簡素化・効率化等により、Osaka Metroからの出向者の引き揚げ、プロパー社員のOsaka Metro Groupへの出向等を実施し、計画を上回る人件費の削減を達成することができた。					
	しかしながら、運輸収入の回復が想定を大きく下回ったため、営業損益では2年連続の損失計上となった。					
最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について						
新型コロナウイルス感染症の影響は、想定を遥かに超えて継続し、経営環境は依然として厳しい状況が続いている。こうした環境下にあっても、バスサービスを持続的・安定的に提供していくため、安全安心・快適利便性の向上に努めるとともに、厳しい経営環境での事業活動を下支えできる経営体質の強化に向け、継続的な経営改善、組織能力の向上に努めていく。						

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	経営状況を含む上記自己評価については妥当である。

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
対象事業活動の指標としている一般路線バス86系統による路線、運行回数、運賃のサービス水準を維持した上で、業務執行の効率化、本社部門の事務の簡素化・効率化等によって、年度計画で掲げた目標を達成した。よって、当該団体の自己評価は妥当であると考えます。			

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい事業環境が継続する中、安全・安心及び快適性や利便性の向上を図りながら、人件費削減の目標を達成するとともに、営業損益を前期比で改善していることについて、経営改善、組織能力の向上など経営努力を重ねた結果であると考えます。今後も同感染症の影響に注視する必要があるが、引き続き、経営基盤の強化及びバスサービス水準の維持に取り組まれます。		
助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）			